

無線設備規則

規則

2016 年 第 1 回 一部改正

2016 年 6 月 30 日 規則 第 36 号

2016 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2016 年 2 月 22 日 理事会 承認

2016 年 6 月 24 日 国土交通大臣 認可

2016 年 6 月 30 日 規則 第 36 号
無線設備規則の一部を改正する規則

「無線設備規則」の一部を次のように改正する。

2 章 検 査

2.2 検査の準備その他

2.2.7 を次のように改める。

2.2.7 無線設備の点検、試験及び／又は計測等を行う事業所

無線設備の点検、試験及び／又は計測を第三者が行う場合には、当該第三者は、2.2.5 に規定される無線技術者でなければならない。

附 則

1. この規則は、2016 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日より前に本会の承認を受けた事業所にあつては、当該承認の有効期限の満了日又は 2019 年 6 月 30 日のいずれか早い日までは、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。